

第3回呉市立美術館あり方検討委員会

資 料

日 時 令和5年11月17日（金）13:30～
場 所 呉市役所8階 804協議室

【資料1】美術館の基本的機能と教育的機能

【資料2】美術館の基本的機能等

【資料3】呉市立美術館コンセプト案

□美術館の基本的機能と教育的機能

○博物館法 第 2 条

この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。以下同じ。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究を目的とする機関(以下略)

- ① 美術館の基本的機能 = 資料を収集し、保管し、展示し、調査研究する機関
- ② 社会教育機関としての機能 = 教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための必要な事業を行う機関

1982 年の呉市立美術館の開館に際しては、①の基本的機能を満たす施設・設備が十分に整備されていなかった。呉市立美術館のリニューアルに際しては、上記①②の役割を十分に担うことが求められ、そのための施設・設備を完備することが必要である。

① 美術館の基本的機能

- ➡ 収蔵庫、展示室、資料室(研究室)、およびそれに関連する設備
- ➡ 文化財保護の観点からみた十分な空調設備
- ➡ 充実した照明設備

② 社会教育機関としての機能

○博物館法第 3 条(博物館の事業)

- 4 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
- 8 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること
 - ➡ 講座室(講演会等)及びホール(ギャラリーコンサート)、アトリエ(工作室)、及び関連設備
- 10 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること
 - ➡ 貸館(展示室・講座室)を実施する場合、どのように実施するか検討することが必要

③ その他の設備

- ➡ 喫茶・レストラン、ミュージアムショップ、駐車場等

○美術館を現在地または幸町地区でリニューアルする場合 = ①②を中心とした運用可能

○美術館を他の地区に移転する場合 = ①②および③を完備する施設とすることが必要

○呉市のその他社会教育施設(つばき会館)と機能を合体させることを考慮することも必要

■美術館の基本的機能等□

20231109 横山

資料 2

(1) 資料を収集し、保管し、展示して、調査研究する機関

- ・ 収蔵庫 (24時間空調、虫害対策、前室、荷解室)
- ・ 展示室 (空調、照明装置、可動壁、展示用具倉庫、搬入口、エレベーター)
- ・ 資料室

(2) 社会教育施設としての施設・設備

- ・ 講座室 (講演会等)
- ・ アトリエ (実技講座)
- ・ ホール (映画会・コンサート等)
- ・ 図書室

(3) その他

- ・ ミュージアムショップ
- ・ 喫茶、レストラン
- ・ 駐車場

(4) 館長室、事務室、応接室(会議室)、警備員室、監視員室、ボランティア室
機械室、電気室、倉庫、トイレ、階段室

□上記、(1)(4)は、美術館の基本的機能に基づく必須の設備である。

■呉市立美術館(現状)

・ 本館	地下1階、地上2階、鉄筋コンクリート造
	建築面積 999.9㎡
	延床面積 2790.9㎡
	展示室面積 1,045.57㎡
	展示室壁長 342.5m
・ 別館	地下1階、地上2階、鉄筋コンクリート造
	建築面積 473.99㎡
	地階床面積 469.08㎡
	一階床面積 308.30㎡

第1展示室(2階)	492.19	109.6 可動壁 48.0	414.3	4.00 可動壁 2.70
第2展示室(2階)	106.44	33.0	77.8	4.00
第3展示室(1階)	308.90	72.4 可動壁 33.6	262.3	3.35 可動壁 2.70
第4展示室(1階)	138.04	31.5	—	3.35
収蔵庫(1階)	39.20			
講座室(地階)	100.30	33.5	81.8	2.8
資料室(地階)	84.47	32.0	76.6	2.8

展示室(1)(2)(3)(4) 計 : 1,045.57㎡

* 広島市現代美術館 建築面積 : 3,710㎡

展示部門 : 2,396㎡

収蔵部門 : 1,560㎡

■呉市立美術館の現状と課題

1) 展覧会の開催にあたって、コレクション展・特別展を同時に開催することができない。

・ コレクション展は、展示室(3)(4)を使用(446.94㎡)。

・ 特別展は、展示室(1)(2)(3)(4)を使用(1,045.57㎡)。

➡ コレクション展、特別展を同時に開催できるように、展示室を拡張する。

2) 収蔵庫が道を挟んだ、別館地下にあり、運営においても、資金においても無駄がある。

➡ 収蔵庫を移転する。

3) 空調が美術館仕様になっていない。

➡ 空調機器を整備する。

4) 照明器具の改善を図る。

➡ 照明器具をLED照明に更新する。

	床面積(㎡)	展示壁長(m)	有効床面積(㎡)	天井高(m)
収蔵庫(別館)	469.08			
ミニギャラリー(別館)	232.36			
喫茶コーナー(別館)	75.94			

【呉市立美術館 コンセプト案】

資料 3

- ・ 呉市立美術館は
呉市と市民の発展に貢献し
呉に由来する美術とそれに関する資料を
児童生徒をはじめ市民への教育，市民による研究，そしてそれぞれの楽しみを目的とし
美術品とそれに関する資料を収集，保存，調査研究，普及，展示する
市民に開かれた非営利の恒久的機関である
- ・ 呉市立美術館は
呉市の芸術・文化の発展向上のため
呉市の財産である地元作家の芸術作品や海に関する芸術作品を
収集，保存，調査・研究，展示していく
芸術文化の情報発信拠点として市民に開かれた美術館である
- ・ 市民が憩い集う芸術文化の情報発信拠点
- ・ 呉市の芸術文化を大切に守り育てる美術館



ひとことで言うと・・・

「呉の美術」の継承と創造

継承←収集，保存，展示，研究，発見，発表，活用

創造←遊ぶ，楽しむ，体験，交流

市民が集い，遊び，楽しみ，体験し，交流が生まれることで，
新たな呉の文化が生まれる美術館